

〈更新日程表〉

校 区	更 新 日	場 所	時 間
松 前	1月21日(月) 1月31日(木)	役場町民課 保険医療係	9:30 16:00
北伊予	1月24日(木)	東 公 民 館	○持参品 ◎保険証（国民健康保険又は 社会保険の保険証） ◎印鑑 ○旧医療受給者証
	上記の日以外	役場町民課 保険医療係	
岡 田	1月23日(水)	北 公 民 館	お問合せ先 役場町民課保険医療係 ☎ 985-4107
	上記の日以外	役場町民課 保険医療係	

老人保健医療受給者証の有効期間が、平成14年1月31日（木）までとなっている方は、新しい医療受給者証との交換を1月21日（月）から行いますので、忘れずに更新してください。

※老人の方全員が、該当するわけではありませんので、ご自分の医療受給者証の有効期間をよくお確かめください。

老人保健
医療受給者証
更新のお知らせ

国保



なお、該当の方には、ハガキで通知します。

年金

平成14年4月から
国民年金の取扱いが
変更になります！

半額免除制度が始まります。

平成14年4月から従来の全額免除制度に加えて、国民年金保険料の半分を納付し、残り半分を免除する半額免除制度が始まります。

今までの全額免除の場合、将来、受取る年金額の計算において免除された期間は、保険料を納めた期間と比べると、3分の1の支給額でしたが、半額免除の場合、3分の2となります。

ただし、免除を受けるためには全額免除と同様に、半額免除による審査があります。なお、学生は納付特例の制度があるために、半額免除の制度は利用できません。



第3号被保険者の届出先が変わります。

14日（木）に役場3階大会議室で松山税務署の職員による納税相談を行います。該当

今まで国民年金の第3号被保険者（厚生年金や共済組合に加入されている配偶者）の届出は、未各自役場で行っています。しかし、利便性の向上、未届の防止を図るために、平成14年4月からは、配偶者が勤務している所の事業主から、健康保険の扶養手続きと一緒に直接、社会保険事務所へ提出することに変更されます。

今までのように各自で届出をする必要はなくなります。これまでのようになります。確定申告期間中は大変込み合いますので、早めに提出することに変更されま

申告をしましょう。また、平成13年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成14年1月から、松山税務署で受付けています。確定申告期間中は大変込み合いますので、早めに申告をしましょう。

お問合せ先
役場税務課町民税係
☎ 985-4110

お問合せ先
役場税務課町民税係
☎ 941-9121

もうすぐ
確定申告の期間です

税

次の大型ごみの日は
2月17(日)です。

地域で決められた場所に収集車が
来るまでに出しましょう。

これに先立ち、営業（自営業など）の方、平成13年中に土地建物などの譲渡所得があつた方については、2月18日（月）から平成13年分の確定申告が始めます。

